条約

二千二十二年の国際コーヒー協定をここに公布する。

御名御璽

令和五年七月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

条約第六号

二千二十二年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締約国政府は、

輸出収入を得るため並びに社会的及び経済的な開発に関する目標を達成するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済並びにコーヒーの輸入が主要な役割を果たしている多数の国の経済にとってコーヒーが特に重要であることを認め、

多くの人々、特に開発途上国における人々の生計にとってコーヒー産業が重要であることを認め、

また、これらの国の多くにおいては家族経営の小規模農園で生産が行われていることに留意し、

コーヒー農業者が真の繁栄を達成し、及び生計を継続的に改善することができるようにするのみならず、次世代のコーヒー栽培者及び世界のコーヒー産業の将来を確保する構造上の状況を作り出すよう連携するためには、バリューチェーンの構成員の間における協力が必要であることを考慮し、

開発に関する国際的に合意された目標（関連する持続可能な開発目標を含む。）の達成に対する持続可能なコーヒー産業の貢献を認め、

加盟国における雇用及び所得の増大並びに生活水準及び労働条件の改善をもたらすコーヒー産業の持続的な発展を助長する必要性を認め、

国際貿易を含むコーヒーに関する問題についての緊密な国際協力が、経済的に多様な世界のコーヒー産業を育成し、並びに生産国の経済的及び社会的な発展、コーヒーの生産及び消費の発展並びにコーヒーの輸出国と輸入国との間の関係の改善を助長し得ることを考慮し、

加盟国、国際機関、民間部門及びその他の全ての利害関係者の間における協力が、コーヒー産業の発展に貢献し得ることを考慮し、

サプライチェーンにおける市場の透明性及び価格変動の緩和が不可欠であるコーヒーに関連する情報及び市場に基づくリスク管理の戦略の利用の拡大並びに適当な規制の設定の促進が、生産者及び消費者の双方の利益を損なう可能性のある市場の歪みを回避することに寄与し得ることを認め、

千九百六十二年、千九百六十八年、千九百七十六年、千九百八十三年、千九百九十四年、二千一年及び二千七年の国際コーヒー協定の実施を通じてもたらされた国際協力から得られた利益に留意して、

次のとおり協定した。

第一章　目的

第一条　目的

この協定は、次のことにより、コーヒー産業の全ての参加者のため、市場に基づく状況において、世界のコーヒー産業を強化し、かつ、その経済上、社会上及び環境上持続的な発展を促進することを目的とする。

(1)　加盟国のニーズ及び優先事項を考慮しつつ、全てのコーヒー栽培地域の発展並びに諸国間における社会上、経済上及び技術上の格差の縮小のため、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること。

(2)　コーヒーに関する問題について加盟国及びコーヒーのバリューチェーンにおける利害関係者による国内的、地域的及び世界的な規模での関与を促進すること。

(3)　経済上、社会上及び環境上の観点から持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること。

(4)　供給と需要との間の均衡を保つ国際市場の構造上の状況並びに生産及び消費の長期的な傾向に関する理解を求めるための協議の場並びに価格を歪め、生産者及び消費者の双方に悪影響を及ぼし得る変動及び過度の投機に対処するようコーヒーのスポット市場、実物市場及び金融市場を十分に規制するための協議の場を提供すること。

(5)　全ての種類及び形態のコーヒーの国際貿易の拡大を促進し、並びに当該国際貿易の透明性を高め、並びに貿易障害の撤廃を促進すること。

(6)　コーヒーに関する経済的、技術的及び科学的な情報、統計及び研究成果並びにコーヒーに関する研究及び開発の結果を収集し、配布し、及び公表すること。

(7)　全ての種類及び形態のコーヒーの消費及び市場（コーヒー生産国及び新興市場におけるものを含む。）の発展を促進すること。

(8)　加盟国及び世界のコーヒー経済の利益となる事業計画を作成し、取組のための財源の管理を支援し、及び可能かつ適当な場合には、当該事業計画の実施を管理すること。

(9)　消費者の満足を高め、及び生産者の利益を増進するためコーヒーの品質を向上させること。

(10)　加盟国のコーヒー産業における食品の安全に関する適当な手続の作成及び実施を奨励すること。

(11)　コーヒーに関する革新的な慣行及び技術の加盟国への移転を援助するための研修事業及び情報提供事業を促進すること。

(12)　地域社会及びコーヒー農業者（特に小規模農業者）がコーヒーの生産及び取引から利益を受けることを可能とし、家族の生活のための所得を通じて貧困の撲滅に貢献し得るよう、当該地域社会及び当該コーヒー農業者の強靱性を高めるための戦略を策定し、及び実施するよう加盟国を奨励し、及び支援すること。

(13)　気候変動も考慮しつつ、加盟国におけるコーヒー生産者が融資及びリスク管理の手段を利用することを援助し得る情報（特に金融上の手段及びサービスに関するもの）の提供を促進し、一層の金融上の包摂性及びリスク管理を可能とすること。

(14)　適当な場合には研究を通じて、世界のコーヒー産業が直面する課題（価格変動、高額な生産費、有害動植物及び病気、気候変動並びにコーヒーのトレーサビリティを含む。）に対処すること。

(15)　生産者が一層高い付加価値を生み出すことを可能とする市場に基づく解決策を促進すること。

第二章　定義

第二条　定義

この協定の適用上、

(1)　「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実（パーチメント・コーヒー、生コーヒー又は煎りコーヒーのいずれであるかを問わない。）をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー、可溶性コーヒー及びコーヒーミックスを含む。理事会は、この協定が効力を生じた後できる限り速やかに及びその後三年ごとに、次の(d)から(h)までに定義するコーヒーについて換算係数を検討する。その検討の後、理事会は、適当な換算係数を決定し、公表する。最初の検討が行われるまでの間及び理事会が換算係数を決定することができない場合は、二千七年の国際コーヒー協定で使用された換算係数（この協定の附属書に規定するもの）を用いる。この(1)の柱書きの規定に従うことを条件として、次の用語は、それぞれ次に定める意味を有する。

(a)　「生コーヒー」とは、生の、煎っていない豆の状態における全てのコーヒーをいう。

(b)　「乾燥したコーヒーの実」とは、コーヒー樹の乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍する。